

# 高校生の「**地域留学**」の促進のための **高校魅力化**の取組への支援について

(地方と東京圏の大学生・高校生対流促進事業)

内閣府 地方創生推進室



# まち・ひと・しごと創生基本方針 (令和元年6月21日 閣議決定)

## 2. 地方への新しいひとの流れをつくる (5) 「関係人口」の創出・拡大

### ◎児童・生徒・学生を対象とした「関係人口」の創出・拡大

- 地域の魅力ある高等学校等への地域外就学等を促進するため、~~それらの情報や魅力等の発信を強化するとともに、~~大学等で実施されている学生が地方と東京圏を相互に対流・交流する取組を高等学校段階に拡大するなど、~~東京圏の~~高等学校に入学した後、一定の期間を~~地方~~の高等学校で過ごすことができる仕組みの構築に向けて<sup>↑</sup>検討を行う。  
他の地域

## 地方と東京圏の大学生・高校生対流促進事業（内閣府地方創生推進室）

令和2年度概算要求額 **1.7億円**【うち優先課題推進枠の1億円】  
 （元年度予算額 2.0億円）

**このうち1億円**  
 （1000万円×10件）

### 事業概要・目的

○地方圏と東京圏の大学の単位互換をはじめとした連携により、大学生が地方圏と東京圏を相互に対流する取組に加え、高校生の段階で地方の魅力を確認する取組を進めることは、将来的なUターン促進や関係人口の増大という観点での効果が期待されます。

○地方圏の高校生には、在学する高校の魅力化への主体的な参加を促し、育った地域の魅力を再発見することで、愛着を深めることが重要です。  
 また、東京圏及び他の地方圏の高校生には、育った地域と異なる地域の高校で一定期間を過ごすことで、地方の魅力を知る機会を設けることが重要です。

○このため、大学生の対流の促進とともに、全国から高校生が集まるような魅力的な高校づくりにより、高校生の「地域留学」を促進します。

### 事業イメージ・具体例

#### ①大学生の対流の促進

地方圏と東京圏の大学が、学生の対流等に関する協定を締結し、地方公共団体や産業界の協力を得て、地域産業の魅力発信のためのプロジェクトや、東京圏の学生が地方の魅力を体験できるプログラムを策定した場合に、補助金により支援します。

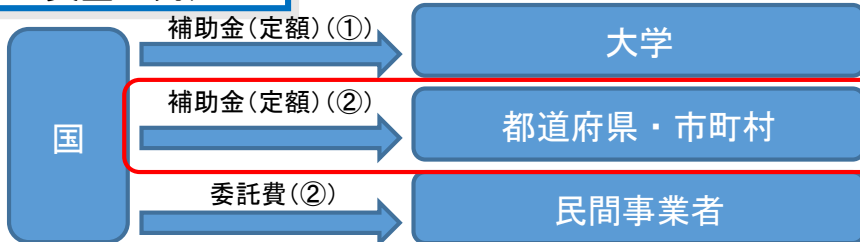
#### ②高校生の「地域留学」の促進

高校生の「地域留学」による関係人口の増大を目指す地方公共団体は、~~全国募集を行う~~高校、大学、企業、NPO等とコンソーシアムを構築し、高校生の「地域留学」に関する中長期的な計画を策定します。

当該計画のうち効果が見込まれるものについて、高校と地域をつなぐコーディネーターの配置等を、補助金により支援します。

また、各地の高校魅力化の取組を横展開し、更なる取組の促進を図るとともに、「地域留学」を経験する高校生を増やすためのイベントを実施します。

### 資金の流れ

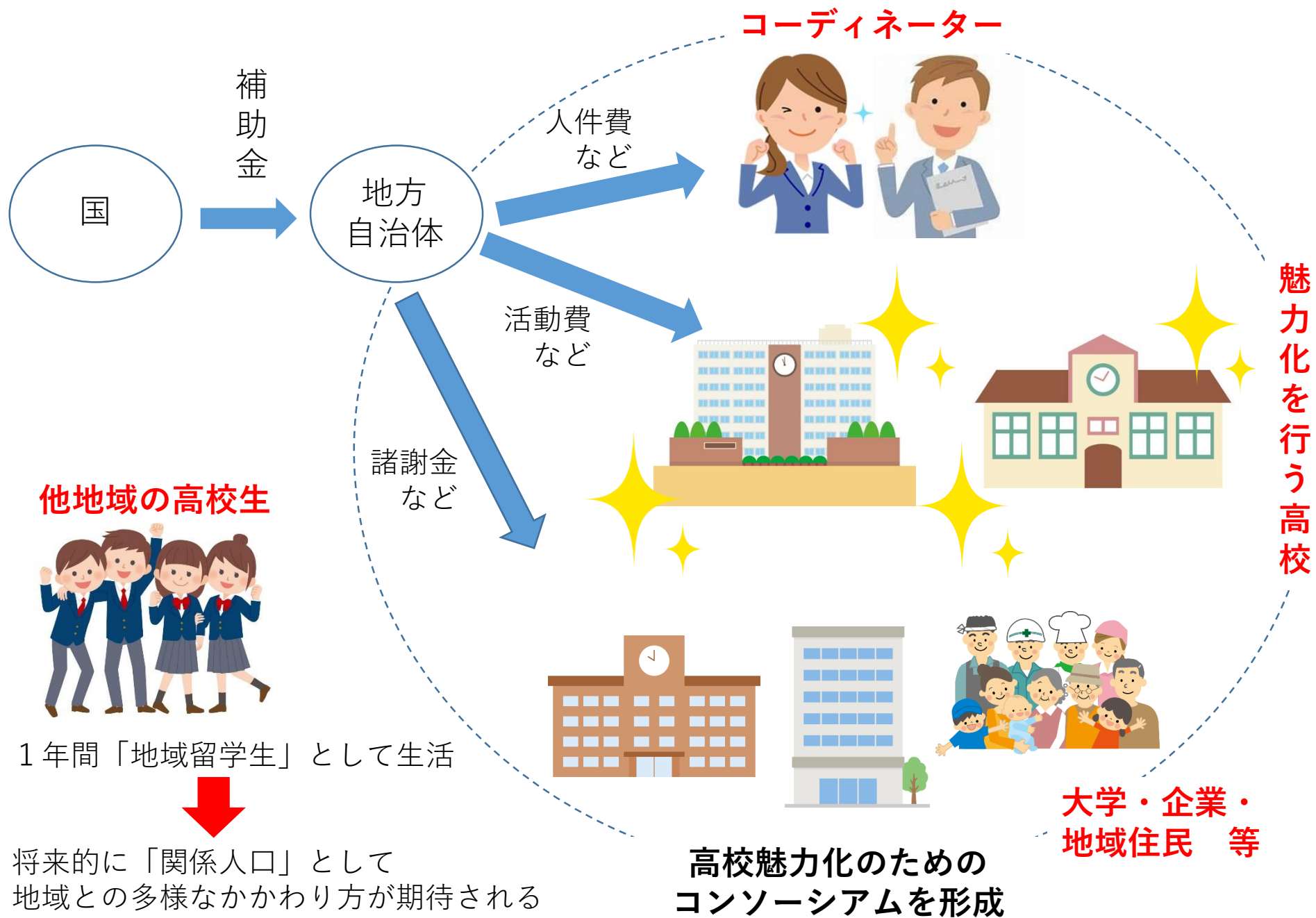


### 期待される効果

○東京圏の大学生が地方の新たな魅力を発見し、地方への新しい人の流れを生み、人材の育成を図ります。

○高校魅力化に関する協力体制を構築し、高校を核とした地域活性化を推進します。また、高校段階で地方の魅力をj知ることjで、将来の地域の担い手を育成し、地方創生につながります。

# 想定している事業スキーム



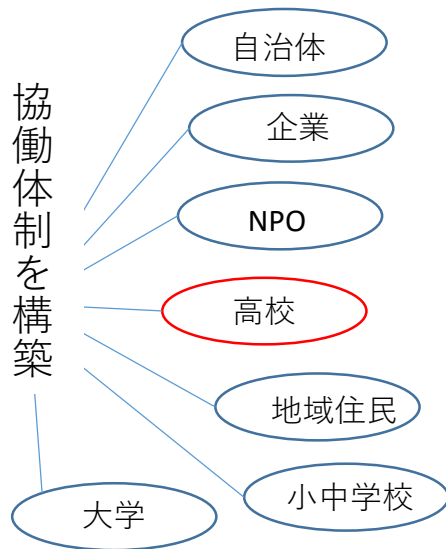
# 取組の核となるコーディネーターとその役割

## コーディネーター

(既存の人材がない場合は配置を支援)



協働体制を構築



### 主な役割

#### 【地域づくり】

- ① 地域の課題を抽出
- ② 将来のビジョンづくり
- ③ 地域資源の掘り起こし・開発

#### 【高校を活用】

- ④ 高校を活用した取組の企画・支援
- ⑤ 高校魅力化を実現
- ⑥ 地域留学のための環境整備

#### 【地域に根付く】

- ⑦ 取組継続のための社会資源の確保

関係人口として  
継続的に関与



課題：

誇れる「名物」がない

ビジョン：

地場のフルーツを使ったスイーツ開発

地域資源：

- ・「食物科」をもつ専門高校
- ・地元出身の一流パティシエ
- ・協力的な商店街、小売店

高校魅力化：

一流パティシエとスイーツ開発に取り組むことができる食物科づくり

必要な支援：

- ・パティシエ招へいに係る旅費・謝金
- ・商品試作に要する費用
- ・プロモーションに要する費用
- ・東京圏をはじめとする他地域からの見学の際の移動費（一部）等



想定される効果：

#### 【地域・高校】

知名度やブランド力の向上、商店街の活性化

#### 【地元の高校生】

地元の魅力の再発見、地元への定着や貢献意識

#### 【他地域の高校生】

「ならでは」のチャレンジが可能、地域の魅力を認識

# 本事業で想定する「地域留学」のイメージ



その高校ならではの魅力的な高校生活を送れるよう、  
地域留学生を全面的にサポート！  
(留学生は留学先での生活に係る実費のみを負担することを想定)

## 注1：

在籍高校からの転籍はしません。早く留学先へ送り出していただくとともに、留学先高校とも連携し、1年生の学修状況、2年生（留学先）・3年生での学修見込み等を踏まえ、生徒の学修計画について適切なサポートをお願いいたします。

## 注2：

在籍高校において、留学先での学修の成果（ボランティア活動等も含む。）について、適切に単位認定をお願いいたします。

## ※ 運用の詳細については、文部科学省と調整中です。

(参考) 学校教育法施行規則

第97条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2・3 (略)

第99条 第97条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定（注：大学・高専等における学修や、知識・技能に関する審査に係る学修、ボランティア活動に係る学修）に基づき与えることのできる単位数の合計数は36を超えないものとする。

## 申請主体

東京23区を除く、すべての地方公共団体。  
高等学校を設置していない地方公共団体もOKです。  
(例：域内の県立高校の魅力化に市町村が取り組む)

## 対象となる高等学校

東京23区に所在する高等学校を除く、国・公・私立すべての意欲ある高等学校。  
複数の高校を対象とした申請、複数の市町村にまたがる申請もOKです。

## 申請の条件

地域の課題やビジョンを踏まえ、取組を担うコーディネーターが存在すること。  
その取組のために連携・協働するコンソーシアムが構築されていること。  
地域留学生の学習・生活環境が整備されていること（高等学校の定員枠、寮 等）。

## 支援規模・期間

1,000万円（補助率100%）・5年間を予定。  
1,000万円は目安であり、上限は設けません。計画の内容に応じて柔軟に対応します。  
ただし、申請にあたっては、6年後の自走に向けた計画の提出を求めます。

## 支援の対象（主に想定されるもの）

コーディネーターの person 費、高校の魅力化に係る活動費、活動に係る諸謝金 等。

# 申請に向けて必要となるもの・こと

## 本事業の肝となるコーディネーターの選定

適任者の事前の雇用が難しい場合は、求める人物像や雇用に向けた見通しについての説明を求める予定です。また、高校魅力化及び地域留学の継続のためには、このコーディネーターが肝となると考えられることから、国からの補助が終了した後の事業の計画についても説明を求める予定です。

## 対象とする高校の選定

先述のとおり、東京23区を除く以外の要件は設けませんが、対象とする高校の考え方について、地方創生や関係人口の拡大・創出という本事業の趣旨を踏まえた説明を求める予定です。

## 高校で取り組む魅力化プログラムの策定

地域の課題や将来ビジョンを踏まえ、どのように高校を魅力化するかについて説明を求める予定です。

## 「魅力化」の吟味

他の地域の高校生が「行きたい！」と思えるような魅力化になっているか、大人目線の魅力化ではなく、高校生にとっての魅力化であることについて説明を求める予定です。

## 高校魅力化のために連携・協働するコンソーシアムの構築

申請主体となる地方自治体、取組の場となる高校に加え、魅力化の実現のために必要となる主体との連携・協働体制について説明を求める予定です。

## 地域留学生の受入体制の準備

対象とする高校の定員充足状況も踏まえ、地域留学生の受入目標や条件を適切に設定するとともに、受入にあたって必要となる寮等の生活環境の整備状況について説明を求める予定です。



本日ご紹介した内容は、現時点で内閣府として検討中のものであり、今後の財政当局との調整等により変更が生じる可能性がありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

応募開始は令和2年1月中旬、×切は2月下旬を予定しています。

その後、申請件数にもよりますが、令和2年度予算が成立次第すみやかに取組を開始いただけるよう、審査を行いたいと考えています。

なお、審査にあたっては、面接や実地による審査を行う可能性があります。

まだまだ未確定の事項も多くありますが、なるべく多くの声を伺いながら引き続き検討を進めたいと考えていますので、ご質問・ご懸念等がございましたらお気軽にご連絡ください！

### 【連絡先】

内閣府 地方創生推進室  
(併任 内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局)

神野 (じんの) ・留井 (とめい)

tel 03-6257-1405

mail [erika.jinno.u9b@cas.go.jp](mailto:erika.jinno.u9b@cas.go.jp)  
[hiroyuki.tomei.i2p@cas.go.jp](mailto:hiroyuki.tomei.i2p@cas.go.jp)

